【様式３-３】（例示）

**委託業務共同企業体協定書**

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

　(1)　野球文化交流促進実行委員会発注に係る、愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流事業委託業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。）の受託

　(2)　前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当共同企業体は、愛媛県と台湾嘉義市とのスポーツ・文化・観光交流事業委託業務共同企業体（以下「委託業務共同企業体」という。）と称する。

（事務所の住所）

第３条　委託業務共同企業体は、事務所を愛媛県　　　市　　　町　　　番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　委託業務共同企業体は、　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行後三箇月を経過するまでの間は解散することができない。

２　委託業務共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　委託業務共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　　　所

　　商号又は名称

　　代　 表　 者

　　住　　　　所

　　商号又は名称

　　代　 表　 者

　（以下、構成員を列記）

（代表者の氏名）

第６条　委託業務共同企業体は、　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　委託業務共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、委託業務共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金を含む。）の請求、受領及び委託業務共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の責任）

第８条　各構成員は、第１条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第９条　委託業務共同企業体の取引金融機関は、　　銀行　　支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第10条　委託業務共同企業体は、第１条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第11条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第12条　構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、委託業務共同企業体が第１条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第１条に規定する業務を完成する。

（構成員の除名）

第13条　委託業務共同企業体は、構成員のいずれかが、第１条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項の規定を準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第14条　構成員のうちいずれかが第１条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第12条第２項の規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第15条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第16条　委託業務共同企業体が解散した後においても、第１条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　(協定書に定めのない事項)

第17条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　　　　　　外　　社は、上記のとおり、委託業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　 表　 者

　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　代　 表　 者

　　　　　　　　　　　　　　(以下、構成員を列記)